

親が「ボケる前」



「ボケた時」やるべきこと

「成年後見」と「家族信託」 何ができて、何ができないのか

「あなたの状況」と「親の状況」ケース別に正解をお教えします

親が遠くに住んでいたら？
実家を売って老人ホームに入りたいなら？
親の年金から入院費を出すときは？
相続がうまくいくのは？

「本人」も預金をおろせない
親が亡くなったとき、銀行口座が凍結されることはよく知られているが、親が「認知症」になったときも、銀行預金から証券取引、年金が振り込まれる口座まで凍結され、介護にかかる費用や医療費、生活費さえ引き出せなくなることはほとんど知られていない。
都内に住む62歳の会社員A氏は一人暮らしの母親の認知症が進み、介護施設（グループホーム）に入れることにした。月に10万円ほどかかる費用は母親が受給している亡父の遺族年金でやりくりできる計算だった。入所させるにあたって母親の預金をおろしておこうと実家で通帳や印鑑、キヤ

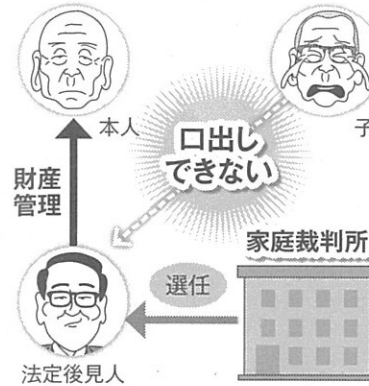
いつまでも親に元気でいてほしい——子供がそう願うのは自然なことだが、現実には決して甘くない。「認知症700万人時代」が到来するといわれるなか、老親が自ら判断する能力を失ってしまつたときへの「備え」は必須だ。
何もしていない家族は「お金の大問題」に直面することになる。預貯金や不動産、株などの資産が動かせなくなるこの影響は甚大だ。問題に対応するための「新制度」も設けられるようになったが、使い方、選び方を間違えると、かえって困難に陥ることもある。
「あなたの家族」に最適な備えは何か。ここに記したケースのなかに、答えがある。

似ているようで違う成年後見と家族信託

成年後見

法定後見

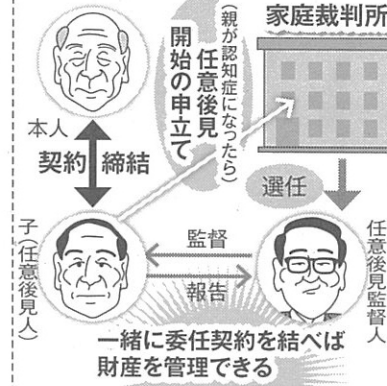
親が認知症になった後に申請



後見人は家庭裁判所が選出。多くは司法書士など第三者になる。その場合、月5万～6万円の費用（財産額5000万円以上の場合、1000万～5000万円なら月3万～4万円程度）がかかる。

任意後見

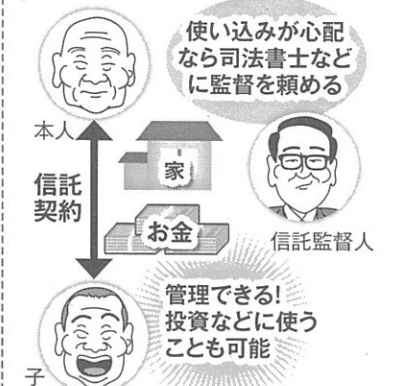
親が認知症になる前に契約



親が決めた後見人が財産を管理できるが、家裁が選任した任意後見監督人を通じた管理になり、厳しい制限がかかる。監督人にかかる費用は月2万5000～3万円（財産額5000万円以上の場合）。

家族信託

親が認知症になる前に契約



親から受託された子供が「親のため、という目的があれば、ある程度自由に財産管理できる契約形態。事前に契約した財産のみ管理できる。

週刊ポスト

『週刊ポスト』次号(2月15・22日号)は2月4日(月)発売です

正月に実家に帰ったところ、一人暮らしの父親はすっかり老け込んでいて、会話もいまいち成り立たなかった。「カネを無心する電話がかかってきたら、振り込む前に必ずオレの携帯に電話してくれよ」

そう念を押したものの、振り込め詐欺が心配だ。親と遠く離れて暮らす人ほどそうした不安が尽きないのではない。

このケースは、親が認知症になる前に家族を「任意後見人」に指定してもらおうと安心できる。

後見制度に詳しい行政書士・東優氏が語る。

「成年後見制度は、本人が認知症などで判断能力が低下したとき、財産を後見人の下で管理して保全していくものです。認知症の発症

後に家族の申し出で裁判所が後見人を選任する『法定後見』と、親があらかじめ家族の1人などを後見人に指定しておく『任意後見』があります。前者は本人と全く面識のない弁護士など法律の専門家が後見人に選任されることが多い。そのため、息子さんが親の資産を自分で管理したいという場合は親に任意後見人に指名してもらっておくことが望ましい。

任意後見人の指名は、原則、親（委託者）と後見人になる家族と一緒に公証人役場で任意後見契約の公正証書を作成しなければならぬ（公証人に家に来てもらうことも可能）。

ポイントとは、その際に併せて、親子間で「財産管理委任契約」を結んでおくことだ。

状況①「遠くで暮らしている親」のことが心配なら？

親が認知症になる前に、どう備えておけばいいのか。

家族の事情別に最適な選択を見ていこう。

状況② 親が入院。「親の貯金」から医療費を払いたいときは？

認知症の親が入院した。治療費は「親の貯金」から払いたい。

そういう場合、あらかじめ親の資産を管理する「家族信託」の契約を結んでおいた方が便利だ。

「家族信託は親（委託者）の判断能力がしっかりある

ッシュカードを一揃い見つけたものの、暗証番号がわからない。そこで、A氏は銀行の窓口に行き、母親の通帳と印鑑で払い戻し手続きをしたところ、「本人と一緒に来るか、委任状を持ってきてください」といわれた。しかし、母親は認知症が進んで委任状が書ける状態ではない。事情を話したところ、「認知症だとお母さんの口座から預金をおろせない」と逆に口座を凍結されてしまった。

金融機関は個人財産の保護のため、口座の名義人が認知症と判断されると、家族が勝手に引き出せないようにするのだ。本人が窓口にもきても断られるケースもある。

A氏は途方に暮れた。母親の預金を引き出せないため、介護施設に払う毎月の居住費、食費から実家の維持費まで自分の家計から負担しなければならなくなったからだ。自分ももうすぐ年金生活に入ることを考えると、とても立て替え続け

られるとは思えない。『親が認知症になる前に知っておきたいお金の話』の著書がある家族信託コンサルタントの横手彰太氏が語る。

「78歳の認知症患者を10年間介護するのに一般的には3600万円の費用がかかる」といわれています。しかし、親が認知症になると家族であつても口座からの引き出しや親名義の不動産の売買、保険の解約返戻金の受け取りなどができなくなる。親の財産は塩漬けになり、介護費用で子供の生活が圧迫されてしまうわけです」

高齢の親を持つ世代にはいつ降りかかってもおかしくない事態だ。

厚労省の推計では認知症患者は25年に700万人を超え、65歳以上の「5人に1人」まで増える。A氏の母親のように口座凍結対象の「認知症患者の金融資産」の総額はすでに143兆円（17年末）に達したと試算されている。

親には資産があるのに、

子供は親の介護にその資産を使えず、生活苦に直面する——そんな本末転倒な悲劇を避けるために知っておきたいのが「成年後見」と「家族信託」という2つの制度だ。いずれも親の判断力がしっかりしているうちに、将来、認知症になったときの資産管理を信頼する家族などに委ねると決めておくことができる制度だが、一長一短がある。

大まかにいえば、「成年後見」制度は裁判所から認められた後見人（家族など）が親の資産を管理する制度で、「財産の保全を目的」としているため、使途を厳しく管理され、制約が大きい。一方、「家族信託」は親が自分の財産の一部を家族に信託し、運用・管理してもらうもの。信託契約の内容容次第で家族（受託者）は運用に広い裁量権を持つが、扱える資産に制限がある。そのどちらを選ぶべきかは家族構成、資産の内容、資産を何に使うかなどのシチュエーションによって違ってくる。

という前提で、家族（受託者）に財産の管理・運用から処分などを委ねる信託契約です。

例えば、親が預金のうち1000万円を長男に信託し、運用を委ねて、受益は親の医療費、介護費、生活費などに充てるという契約

おろして払うことができません。任意後見とセットで契約を結ぶことで、親に判断力があるうちは子供が資産管理を代行し、認知症で親の判断能力が低下した段階で後見人になれる。切れ目なく親の資産を管理できるわけです」（同前）

任意後見人には法定後見人のような不利益契約の取消権（※①）はないものの、「委任契約」であらかじめ家の権利証や実印、預金通帳などを預かっておけば、万が一、親が振り込め詐欺にあったとしても被害は最小限に抑えられる。

任意後見の場合、裁判所が後見人（家族）の行為を監督する「任意後見監督人」（弁護士など）を選任し、後見人は3か月に1度程度のペースで親の資産を何に使ったかを監督人に報告してチェックを受ける義務を負うからだ。

家族信託であれば、信託を受けた資産の範囲内で、家族の判断だけで親を個室に入院させたり、高い保険外の治療を受けさせることができるが、任意後見制度では、いちいち監督人や裁

※①不利益契約の取消権/被後見人（親）が契約したものが不利益なものだと判断されると、取り消すことができる権利。認知症になった親が悪徳商法などの被害に遭い、不利益な契約を結ばれた場合、後から取り消すことができる。法定後見人のみ使える。

※②信託口座/委託者（親）の財産から分離独立して管理される口座。信託口座の通帳には親（委託者）の名前と長男（受託者）の名前が記入される。

判所に「お伺い」を立てなければならぬ。状況に応

じた柔軟な対応が取りにくくなると考えられる。

状況③ 親ががん。保険の給付金から医療費を出したい場合は？

同じケースでも親の治療費を「医療特約」の保険金で支払いたい場合は選択が違ってくる。

生命保険の医療特約やがん保険などは、医師の診断があった段階で一定の保険金が支払われる契約が多い。「親父はがん特約に入っているから、保険金で治療費を払えようだ」

家族がそう思っている、医療特約の保険金や入院給付金は被保険者本人(親)の口座に振り込まれるのが

原則だ。この場合、任意後見でないと振り込まれた保険金を使うことはできない。

「家族信託」で長男が管理できるのは信託契約で長男名義の信託口座に移した資金だけで、親の口座に入った保険金には管理権は及ばないからだ。認知症になった親の口座は事実上、凍結されるため、事前に任意後見人を指名していない場合は、法定後見人を申し立てなければならなくなる。

後見制度では親の保有株は「塩漬け」になるのだ。一方、「家族信託」であれば親の株の売買が可能ではない。

状況④ 親が持っている「株」を売却したいときには？

親が上場株を持っていたとしよう。認知症が進んで証券口座が凍結され、その間に相場が暴落したら子供たちは相続財産を減らして

しまう。値下がりしても指をくわえて見ているしかないのか。なんとか売却できないだろうか。

こういう場合、成年後見制度は向かない。家族が後見人に指名されている、親の株を売るのはいずれかだ。

また法律事務所の北村真一弁護士は次のように解説する。

「民法には、後見人は『財産の管理に関する事務』を行なうとしか書かれていませんが、成年後見制度は財産の保全を目的としており、任意後見人である家族が親の保有株を売却することを、後見監督人が認めないはずで、勝手にやってしまうと後見人の解任理由にもなりうる」

後見制度では親の保有株は「塩漬け」になるのだ。一方、「家族信託」であれば親の株の売買が可能ではない。

「家族信託は信託法で、受託者(子供)が資産を『管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要なる行為をする権限を有する』と定めている。子供が親から有価証券の信託を受け、株の売買ができる契約

を交わしていれば、保有株の売却だけでなく、売ったお金で子供が新たに株を買って運用することもできます。リスクの低い運用であれば、損が出て受託者の責任を問われることはない

状況⑤ 親が老人ホームへ。毎月の支払いを、「親の年金」でするのは？

「親が認知症になったら介護付きの老人ホームか介護施設に入ってもらって、毎月の費用は親の年金で払っていい」

そんなふうに考えている人は多いはずだ。しかし、冒頭で紹介したA氏のように、親が認知症になって口座が凍結されてからでは手遅れだ。

どんな事前の準備が必要なのか。これまで見てきたように、「家族信託」の方が子供の裁量で親の資産を使いやすい特徴がある。しかし、このケースは家族信託を選べない。

年金の振込口座は本人

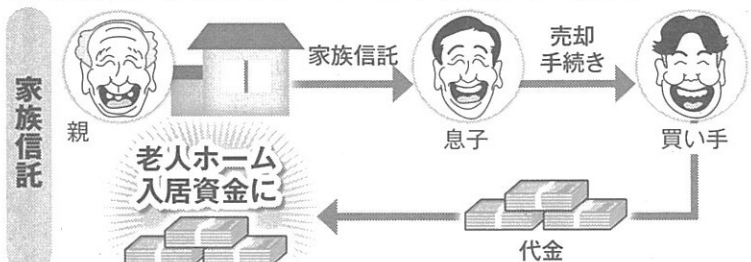
でしよう(同前) とはいえ、株式相場が不安定な現在の状況下では、認知症になる前に、親に株取引を手じまいしてもらおう方が家族は安心できるというものだろう。

(親) 名義の口座しか指定できないからだ。事前に契約を結び、資金を信託口座に移しておく家族信託では、子供は親の年金に触れないのである。

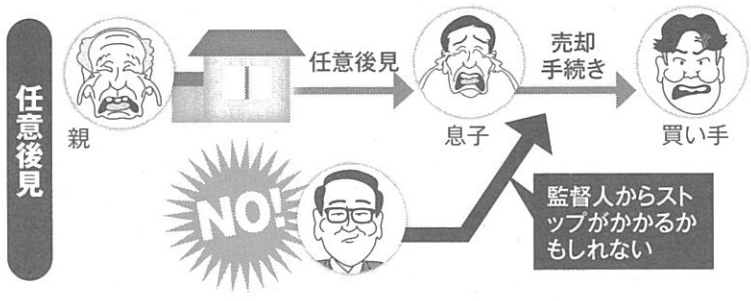
親からあらかじめ通帳などを預かっておく前述の「財産管理委任契約」と「任意後見」のセットがいい。

「後見制度はあくまで親に判断能力がなくなったと家族が裁判所に申し立ててからスタートします。親が少しづつ認知症になると、どの段階で委任から任意後見に切り替えるかタイミングに悩むかもしれません。しかし、いずれにせよ症状が

家を売って老人ホームに入れたい場合



「親の介護は家族の負担が重い。認知症になったら老人ホームに入れたいが、1000万円近い額となる入



居一時金は実家を売って捻出した。そう考えている人は、任意後見」制度を選択すると、

状況⑥ 親が老人ホームへ。実家を売って入居一時金に充てたいときは？

進行しても任意後見人として子供が親の口座から年金をおろし、親の老人ホーム

の費用を払い続けることは可能なので安心です(前出・東氏)

裁判所や後見監督人から家の売却が「親の資産保全に反する」と判断されてしまい、NGが出される可能性がある。司法書士・酒井俊行氏がいう。

「家族信託契約で実家を信託財産にして、使用目的を『受益者の安心・安全かつ平穏無事な生活を実現すること』と定め、子供(受託者)に不動産の処分権を認めておけば、子供の裁量で売却できます」。

家を売って得たお金を子供が自分のために使っている。親(受益者)の老人ホームの入居一時金に使うのなら、契約目的通りになる。制度の趣旨に合っています」

では、親の老人ホームの入居一時金は実家を売って捻出し、ホームの月々の費用は「親の年金」から支払いたいという場合はどうすればいいか。

実は、任意後見・財産管理委任契約と家族信託は併用できる。

状況⑦ 「親と二世帯住宅」に住みたいなら？

親が認知症になれば、実家を二世帯住宅に建て替えて面倒を見たい。建築費の一部を親の預金から出せないだろうか。

これも親の財産を減らすことになるため「任意後見」では裁判所に認められない可能性がある。

しかし、親と話し合っ

て「世話をするために二世帯住宅にして同居しよう」と決め、実家の不動産と親の預貯金を「家族信託」にして建築費に充てるという信託契約を結ぶことで、建て替えは可能になる。

家や株は「家族信託」で子供の裁量で処分できるようにしておいて、同時に「任意後見」契約も結んでおくことで、いざ、親の認知症が進んだ場合には、子供が任意後見人となって預金の引き出しが可能になる。

ただし、任意後見監督人をつけるために月5万〜6万円(財産額5000万円以上の場合)の費用がかかるなど、制度を利用するコストもある。必要もないのに併用する、というやり方は避けたほうが賢明な選択となる。

前出の酒井氏のアドバイ

スだ。「認知症になってからは親は工務店との建築請負契約を結ぶことができませんが、事前に家族信託契約を結び、信託財産の家を子供の名義に変更しておけば、親が認知症になってからも子供だけで工務店との建築契約を結ぶことができます」。

ただし、他に兄弟姉妹がいる場合は、遺産争いの種になりかねないというリスクもある。事前に他の相続人の同意を取っておくのがベターでしょう」

状況⑧ 親のお金を「孫の入学金」に充てたい場合は？

「孫の××が大学に行くときは、オレが入学金も学費も出してやるからな」
元氣な頃に親父はよくそう語っていた。

息子のB氏はひそかにアテにしていたが、大学生になる前に認知症が進んでしまった。もう親父に出してもらったことはできないのだろうか。

「後見制度は本人の財産を守るのが目的なので、任意後見の場合、孫に贈与するのは裁判所や後見監督人が認めるかという点で難しい」
(司法書士・山口和仁氏)

かといって「家族信託」を利用して問題が生じる可能性があるのでは？

「家族信託は委託人（親）が受益人になるのが一般的です。その場合、家族信託された資金を孫の入学金や結婚費用に充てるのは信託財産を毀損すると考えられ

制度の趣旨にかなう使い方であるとはいえない」(酒井氏)

ここでは、第三の方法がある。
祖父母から孫への「教

状況⑨ 兄弟仲が悪く、親の財産管理で揉めそうなときは？

弟「どうして兄貴が後見人なんだよ！」

妹「家族信託って何？ お父さんの家も通帳もいつのまにか兄さんの名義に変わってるじゃない！」

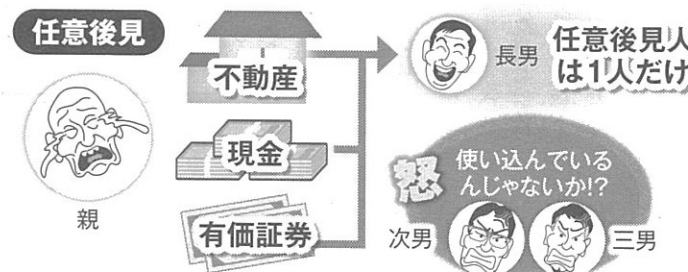
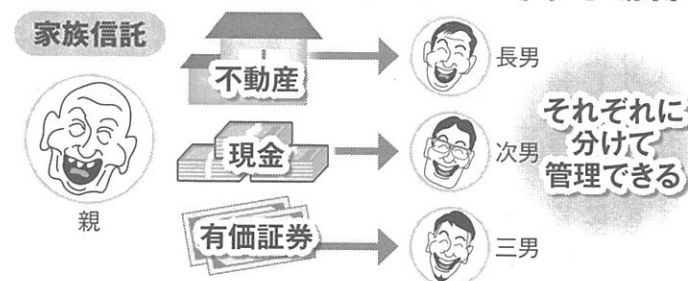
兄弟仲が悪いと、親の財産管理をめぐってもトラブルになりがちだ。

とくに親が認知症になった後は、「遺言書」の作成もできないため、相続トラブルに直結してしまう。
相続実務士の曾根恵子氏の話だ。

「成年後見は親の財産を保

育資金贈与」(上限150万円)の非課税特例だ。父子の「家族信託」契約で孫の教育資金を出すのではなく、最初から祖父が孫への教育資金として信託銀行と信託契約しておく。そうすれば、祖父が認知症になったあとも、孫は入学金や学費を受け取ることができる。

兄弟仲が悪く財産管理で揉めそうな場合



その点、「家族信託」を使うと相続にも柔軟に対応できる。

状況⑩ 相続で揉めないようにしておけるのは？

家族信託は、「家は長男」「賃貸経営のアドバイザーは次男」「預金は長女」などと分割して信託し、

生前に事実上の遺産分配しておくやり方もできる。もっと興味深いのは、遺言では財産の承継先を

指定できるのは1代限りだが、家族信託を利用すれば、数世代にわたる相続まで指定できることだ。

C氏の長男夫婦には子がなく、次男には1人息子がいる。

先祖伝来の家屋敷を同居する長男に相続させるつもりだが、自分の死後、長男が嫁より先に亡くなれば、家屋敷は嫁が相続し、その先は嫁の実家の兄弟に渡ってしまう。長男には持病があるが、嫁は元氣満々だ。どうしたものか。

状況⑪ 親が自営業。その会社を、畳みたいときには？

「父が脳梗塞で倒れた」
母から連絡を受けた一人息子は急いで駆けつけた。まだ意識ははっきりせず、後遺症で認知症になるリスクがある。

父は地元で中小企業を経営していたが、もう切り盛りできそうにない。
東京でサラリーマンをし

前出・横手氏が解説する。
「長男夫婦が亡くなった後、家屋敷を孫(次男の息子)に継がせたい場合、家族信託で財産の継承順位を決めておくことで、通常の相続であれば嫁の親族に渡るはずの財産を孫に継がせることができます。契約は30年効力を持つ」
同様に、家族信託を利用すれば「妻の『連れ子』には財産を渡さない」「一番可愛い孫に家を継がせる」といった継承順位を決めておくことも可能になるのである。

状況⑫ 親のクレジットカードなどを解約したい場合は？

主総会の3分の2以上の賛成による清算決議が必要で、息子が株主でなければ対応できません。あらかじめ家族信託を利用して、父親の株式の議決権を息子に信託する。そして父親は議決権の行使を指図する指図権を持つておく。

そうすれば、父が認知症や病気で指図できなくなったとき、自動的に息子に議決権が移り、社長に就任して会社を続けるか、会社を清算するかを決めることができます」(山口氏)

後見制度では対応できない事態だ。

親が銀行引き落としやクレジットカードで支払っている新聞代、スポーツジムの会費、携帯アプリの契約を解約したいときは、「任意後見」を結んでおかなければ親のかわりに解約手続きを行なう権限が認められない。

「法定後見」になった場合は……

厚労省の推計では、認知症患者の割合は75歳を境に急速に増え始め、80代前半は約25%、85歳以上になると約55%に達する。
もし、事前の備えを怠れ

ば、親が認知症になった後、「法定後見」を申し立てて裁判所が選んだ弁護士など職業後見人に親の資産を完全握られる。

「法定後見は家族にとって

「財産管理の委任契約は、本人の財産の管理に限られ、スポーツジムや新聞購読、携帯アプリ利用等にかかる料金を止めるには、本人自身の解約が必要になります」(前出・東氏)

放っておけば、財産はどんどん減ってしまう。